

# 児童手当の手続きをお忘れなく！

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方で、一定の所得を超えない場合に、下記の金額が支給されます。

出生等により新たに受給資格が生じたときは、伊奈庁舎の児童福祉課にて児童手当の認定請求手続きを済ませてください。（※公務員の方については、勤務先で手続きをしてください。）

## 支給月額

- 3歳未満 一律 10,000円
- 3歳以上 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円

## ※児童手当の支払いは・・・

- ・誕生日から15日以内に手続きいただいた場合………誕生日の翌月分から
- ・上記以外の場合………認定請求書を提出していただいた日の属する月の翌月分から

## 児童手当認定請求に必要なもの

- ・印鑑
- ・請求者名義の金融機関口座のわかるもの（児童手当を振り込みます。ゆうちょ銀行はご利用いただけません。）
- ・請求者が厚生年金などの加入者の場合………健康保険被保険者証の写し
- ・最近転入された方………児童手当用所得証明書（申請の時期により必要な場合がございます。詳しくは担当窓口までお問い合わせください。）

※所得証明書などの添付書類は後日提出していただいても結構です。手続きが遅れないよう、まずは児童福祉課の窓口で認定請求手続きをしてください。

※昨年は所得制限で児童手当を受給できなかった方でも、毎年6月分以降の手当からは審査対象の所得年度が変わりますので、所得状況が変われば児童手当を受給できるようになる可能性もあります。（平成20年6月分から平成21年5月分の児童手当については、平成19年中の所得で支給要件の確認をします。）

6月分以降の児童手当については、5月中に「認定請求書」を提出してください。

また、児童手当をすでに受給している方でも次のような請求・届出手続きが必要です。お忘れのないよう速やかに児童福祉課にて手続きを済ませてください。

- つくばみらい市に転入されたとき……… 認定請求書
- 出生等により支給対象児童が増えたとき……… 額改定請求書
- 他の市区町村に住所が変わるとき……… 受給事由消滅届